

吹田市既存分譲マンション耐震化補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、市内の既存の分譲マンション（国、都道府県、市町村等以外の者が所有する分譲マンションに限る。以下同じ。）の耐震診断、耐震設計又は耐震改修を実施する当該分譲マンションの管理組合に対し、吹田市耐震改修促進計画に基づき、予算の範囲内において、既存分譲マンション耐震化補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、分譲マンションの耐震改修の実施を促進することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、分譲マンションの管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体をいう。以下同じ。）とする。

(補助対象分譲マンション)

第3条 補助の対象となる分譲マンション（以下「補助対象分譲マンション」という。）は、次の各号のいずれにも該当する市内の分譲マンション及びこれに準ずるものとして市長が適当と認める分譲マンションとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の規定に適合したもの（法第86条の7の規定により制限の緩和される既存の建築物を含む。）であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に法第6条第1項の規定により建築主事の確認を受けたものであること。
- (3) 耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものであること。

2 前項の規定にかかわらず、過去に補助金の交付の対象となった分譲マンションは、当該補助対象事業と同じ区分（耐震診断事業、耐震設計事業又は耐震改修事業の別をいう。）の補助対象事業について補助対象分譲マンションとしない。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、耐震診断事業、耐震設計事業及び耐震改修事業とする。

2 前項の耐震診断事業は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針）別添。以下「技術指針事項」という。）

第1の規定により耐震診断技術者が地震に対する安全性を評価する事業とする。

3 第1項の耐震設計事業は、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された分譲マンションについて、技術指針事項第2の規定により耐震改修技術者が地震に対して安全な構造とするための改修の計画を作成する事業とする。

4 第1項の耐震改修事業は、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された分

譲マンションについて、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている者が耐震設計に基づき行う耐震改修の工事であって耐震改修技術者により工事監理が行われるものを実施する事業とする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する費用とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 耐震診断事業 補助対象経費の総額に3分の2を乗じて得た額又は2,000,000円のいずれか少ない額
 - (2) 耐震設計事業 補助対象経費の総額に3分の2を乗じて得た額又は3,000,000円のいずれか少ない額（3,670,000円及び当該分譲マンションの延べ面積のうち1,000平方メートルを超える部分の面積に1平方メートルにつき1,570円を乗じて得た額の合計額に3分の2を乗じて得た額を限度とする。）
 - (3) 耐震改修事業 補助対象経費の総額に3分の1を乗じて得た額又は28,000,000円のいずれか少ない額（当該分譲マンションの延べ面積に1平方メートルにつき51,700円（免震工法等を含む特殊な工法による場合にあっては、86,400円）を乗じて得た額に3分の1を乗じて得た額を限度とする。）
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（事前協議等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の着手前に、次に掲げる事項を記載した既存分譲マンション耐震化補助金事前協議申請書（様式第1号）を市長に提出し、協議を行わなければならない。

- (1) 申請者の名称、所在地、電話番号及び代表者の氏名（以下「名称等」という。）
 - (2) 申請に係る分譲マンションの所在地及び概要
 - (3) 建築主事の確認を受けた年月日
 - (4) 補助対象事業の区分
 - (5) 予定する耐震改修技術者（耐震診断事業にあっては、耐震診断技術者）の氏名
 - (6) 耐震改修事業にあっては、予定する耐震改修工事施工者の名称
 - (7) 補助対象事業の完了予定年月日
 - (8) 交付申請見込額
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請に係る分譲マンションの法第6条第1項の確認済証の写し又は法第7条第5項の検査済証の写し（これらの書類を提出することができない場合にあっては、法第6条第1項の規定による確認を受けた日又は同項の規定による工事を完

了した日を確認することができる書類)

- (2) 申請に係る分譲マンションの所有者（当該分譲マンションの管理組合の代表者に限る。）を明らかにする書類
 - (3) 補助対象事業の実施に関する集会の議事録の写し
 - (4) 耐震設計事業又は耐震改修事業にあっては、申請に係る分譲マンションの耐震性が不足していることを証する書類
 - (5) 耐震改修事業にあっては、申請に係る分譲マンションの工事内容を示す書類（既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会において登録された耐震判定委員会による評価・判定を受けたものに限る。）
 - (6) 耐震改修技術者（耐震診断事業にあっては、耐震診断技術者）の資格を証する書類
 - (7) 耐震改修事業にあっては、耐震改修工事施工者の資格を証する書類及び補助対象事業の工程表
 - (8) 補助対象経費の見積書又はその写し
 - (9) 複数年度にわたって補助対象事業を行う場合にあっては、既存分譲マンション耐震化補助金全体設計承認申請書（様式第2号）
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる書類により証明すべき事項について公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。
- 4 市長は、第1項の規定による協議が調ったときは、その結果を、既存分譲マンション耐震化補助金事前協議完了通知書（様式第3号）及び第2項第9号に掲げる申請書の提出があった場合にあっては既存分譲マンション耐震化補助金全体設計承認通知書（様式第4号）により、当該協議を申請した者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付目的を達成するため必要と認める条件を付することができる。

（交付の申請）

第8条 前条第4項の規定による通知を受けた者は、市長が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した既存分譲マンション耐震化補助金交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称等
- (2) 申請に係る分譲マンションの所在地及び概要
- (3) 建築主事の確認を受けた年月日
- (4) 補助対象事業の区分
- (5) 耐震改修技術者（耐震診断事業にあっては、耐震診断技術者）の氏名
- (6) 耐震改修事業にあっては、耐震改修工事施工者の名称
- (7) 補助対象事業の完了予定年月日
- (8) 交付申請額

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、既存分譲マンション耐震化補助金交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合においては、第7条第4項後段の規定を準用する。

(変更交付の申請等)

第10条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、その後の事情変更により申請の内容を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した既存分譲マンション耐震化補助金変更交付申請書（様式第7号）に第7条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

- (1) 申請者の名称等
- (2) 補助対象事業の区分
- (3) 変更交付申請額
- (4) 変更の理由

2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容を変更すべきものと認めるときは、既存分譲マンション耐震化補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により、当該申請をした補助決定者に通知するものとする。この場合においては、第7条第4項後段の規定を準用する。

(完了報告)

第11条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、市長が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した既存分譲マンション耐震化補助金完了報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 報告者の名称等
- (2) 補助対象事業の区分
- (3) 完了年月日

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象事業の結果及び内容の詳細を示す書類
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類
- (3) 補助対象経費の詳細を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第12条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、既存分譲マンション耐震化補助金交付額確定通知書（様式第10号）により、当該報告をした補助決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、速やかに、次に掲げる事項を記載した既存分譲マンション耐震化補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 請求者の名称等
 - (2) 補助対象事業の区分
 - (3) 交付請求額及び振込先預金口座
- （交付）

第14条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（概算払）

第15条 市長は、前2条の規定にかかわらず、補助対象事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、第12条の規定による交付額の確定前においても、第9条の規定により交付決定した補助金の額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

（精算）

第16条 市長は、第12条の規定により交付額を確定した場合において、前条の規定により既に交付した補助金の額が当該確定額を超えるときは、期限を定めて、当該超える額を返還させるものとする。

（交付決定の取消し等）

第17条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 次条第2項に規定する期間内に補助対象事業に着手しないとき又は補助対象事業を中止したとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) 次条第4項又は第19条後段の規定に違反したとき。
- (5) その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

（補助決定者の責務）

第18条 補助決定者（耐震改修事業に係る補助決定者に限る。）は、大規模災害時においては、市長が定める支援を行わなければならない。

2 補助決定者は、第9条の規定による通知を受けた日から原則として60日以内に補助対象事業に着手し、着手したときは、速やかに、既存分譲マンション耐震化補助金着手届（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

3 補助決定者は、補助対象事業の着手後において、やむを得ない事情により補助対

象事業を中止する場合は、市長に届け出なければならない。

- 4 補助決定者は、補助対象事業に係る支出を明らかにした帳簿を備え、当該支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後10年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に補助対象分譲マンションに立ち入り、補助対象事業の実施状況について検査をさせることができる。この場合において、補助決定者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(指導及び助言)

第20条 市長は、補助決定者に対し、分譲マンションの地震に対する安全性の向上を図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(委任)

第21条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、都市計画部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和3年4月1日からこの要領の施行の日前に、吹田市既存分譲マンション耐震化補助金交付要綱を廃止する告示（令和3年吹田市告示第121号）による廃止前の吹田市既存分譲マンション耐震化補助金交付要綱の規定によりなされた事前協議、交付の申請、交付の決定その他の行為は、この要領の相当規定によりなされた事前協議、交付の申請、交付の決定その他の行為とみなす。

附 則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。